

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 上下水道局

- 一般競争入札による市有財産の貸付け【上下水道局総務経営部広域事業課】

2

北九州市上下水道局公告第18号

市有財産を一般競争入札により貸し付けるので、北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年2月19日

北九州市上下水道局長 有田 仁志

1 貸し付ける物件

- (1) 所在地 北九州市八幡西区鉄竜一丁目1番50のうち
- (2) 地目 宅地
- (3) 貸付面積 1,528平方メートル
- (4) 最低貸付料 年額232万2,000円（月額19万3,500円）
- (5) 使用目的 駐車場用地
- (6) 貸付期間 平成30年4月1日から3年間（双方に異議がなければ、2年間の延長ができるものとする。）
- (7) 貸付条件
 - ア 貸出しに当たっては当該敷地全体を一括貸しとする。
 - イ 敷地内においては、建物、構造物等の設置は認めない。
 - ウ 駐車場に係る施設整備については、借主の負担で全て行う。
 - エ 駐車場の維持管理は、借主の責任において、全て行う。
 - オ 駐車場利用に当たり、借主は、地域住民との協調を保ち、苦情等に対しては適正に処理する。また、周辺の北九州市施設の利用者への配慮に努める。
 - カ 営利目的での第三者への貸付けを禁止する。

2 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所
北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市上下水道局総務経営部広域事業課
- (2) 期間
公告の日（以下「公告日」という。）から平成30年3月2日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

- 3 入札の要領及び参加申込書を交付する場所及び期間
前項の場所及び期間において無償で交付する。

4 入札の参加申込書を受け付ける場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市上下水道局総務経営部広域事業課

(2) 期間

公告日から平成30年3月2日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時

平成30年3月23日（金）午前10時

(2) 開札日時

入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

小倉北区役所庁舎西棟地下2階第1入札室

6 入札に参加することができる者の資格

次の要件を全て満たす法人又は北九州市内に居住する個人であること。

(1) 個人の場合は、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。

(2) 法人等の場合は、北九州市内に本店又は支店・営業所があること。

(3) 国税又は北九州市税の滞納がないこと。

(4) 北九州市が行う指名競争入札に関する指名停止をされている者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続をしている者でないこと。

(6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）または暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団をいう。）もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

7 入札保証金

(1) 5万円又は入札賃貸料の6月分

(2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、上下水道局に帰属する。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 最低貸付料を下回る価格によるもの
- (2) 参加資格のない者が入札したもの、又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が入札したもの
- (3) 指定の日時まで提出しなかったもの
- (4) 参加資格者の記名押印がないもの
- (5) 北九州市が交付した入札書を用いずに提出したもの
- (6) 同一の入札審査において、参加資格者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部のもの
- (7) 同一の入札審査において、参加資格者及びその代理人がそれぞれ入札をしたときは、その双方のもの
- (8) 同一の入札審査において、他の参加資格者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として入札したときは、その全部のもの
- (9) 入札価格又は参加資格者の氏名、その他主要部分が識別し難いもの
- (10) 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの
- (11) 入札に関し、不正な行為を行った者がしたもの
- (12) その他、入札に関する条件に違反したもの

9 入札の中止

- (1) 特別の事情がある場合は、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがある。
- (2) 前号の場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、上下水道局は、補償の責めを負わない。

10 入札等に係る問い合わせ先

北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市上下水道局総務経営部広域事業課

電話 093-582-3141